

フランス都市社会政策と社会的不利地区

川野英二

要約 本稿では、1980年代に発展したフランスの都市社会政策の形成と現状の考察をつうじて、社会的不利地区の特徴を明らかにする。事例として取り上げるパリ市の優先地区では、2005年に全国規模で発生した暴動が大きく広がることはなかった。優先地区の都市社会問題はしばしば移民と結びつけられているが、その実情はメディアをつうじて普及しているイメージとは異なっている。

フランス都市社会政策と社会的不利地区

本稿では、1980年代に発展したフランスの都市社会政策 (Politique de la Ville) の形成と現状をふまえて、社会的不利地区の特徴を明らかにする。フランスだけではなくヨーロッパでは、とくに社会的不利地区を統計データによって確定し、集中的に予算を配分し特別な行政的介入を行っている国がある。イギリスでは国勢調査データなどから複数の種類の剥奪指標を構築し、とくに剥奪度の高い地区にたいして優先的に予算を配分する地域ターゲット政策が行われている。

フランスでも同様の地域ターゲット政策がとくに1980年代から実施されているが、ここでとくにフランスの都市社会政策を取り上げるのは、2005年末に全国規模で広がった移民出身の若者たちの暴動が国際的な注目を浴び、特定地域をターゲットとした政策にはメリットとデメリットがともに含まれていることが明白であるからである。

フランスの都市社会政策の対象となっている地区 (優先地区) は、もともとは労働者向けの集合住宅 (グラン・アンサンブル) が大量に建設された地域である。戦後から高度経済成長期

までの大規模な人口移動を背景に、大都市では新しい住民向けに低家賃の住宅を建設する必要性が高まった。当初はこれらの新しい地区に移り住んだ人々は、徐々に中間層として住宅を所有し、さらに移り住んでいったが、その後これらの集合住宅地は失業者や移民が集住する地区として変貌していった。1970年代にはすでにリヨン市郊外で暴動が起きていたが、さらに1980年代になると大都市郊外に住む移民二世の若者たちが起こす暴動が目立ち始める。1981年にリヨンの郊外マンゲットで起きた暴動をきっかけに、1983年には、フランス政府へ対策を訴えてマルセイユからパリへと「人種差別に反対する平等への行進」が行われ、約6万人が参加した。当時政権に就いたばかりのフランソワ・ミッテラン大統領は、この行進の要求におうじて、外国人にたいして就労を認める10年間有効の滞在許可証を発行することに合意した。

こうした一連の暴動によって、「脆弱な地区 Quartier Sensible」と呼ばれる地区は、フランス政府が特別に介入する地区として指定され、「都市社会政策 Politique de la Ville」として行政的な介入が本格的に始まるようになる。

以下では、まずフランスにおける都市社会政策の歴史を概観し、その後の政策の展開、2005

年暴動以後の都市社会政策の課題について論じる。最後に、パリ市における都市社会政策の現状と分析を紹介する。

2 フランス都市社会政策の歴史

フランス都市社会政策の前史として、まずはグラン・アンサンブル政策に触れておく。グラン・アンサンブルとは、主に1950年代および1980年代に、当時の優先都市化区域（ZUP）に建設された巨大なタワー・ビル型の集合住宅群である。フランスで大都市郊外の工場地帯に住む労働者向けにグラン・アンサンブルが建設されはじめたのは1930年代であるが、戦後になると労働者だけではなく不良住宅の住民やアルジェリアから帰国したフランス人、大企業の工員などの住宅需要が高まった。1950年代にはまだ多くの労働者が水道やトイレ、浴室もなく、また狭い部屋に大家族が押し込まれた状態で、スラムに居住する人々も少なくなかった。

1954年の冬、人道主義団体エマウスの創設者ピエール神父は、ラジオで有名な「ピエール神父の呼びかけ」のなかで、政府にたいして積極的な住宅政策を実施するように訴えた。1955年には「最優先経済住宅（LEPN）」プログラムが実施され、長屋形態の臨時仮設住宅が建設された。しかし実際には、これらの住宅もすぐに不良住宅化したため、近代的な集合住宅が必要とされ、多くの住民を移転させるようになったのである。

当時建設されたグラン・アンサンブルは、温水蛇口、セントラルヒーティング、トイレ・風呂付の部屋、エレベーターなど、近代的な設備の整った快適な居住環境を提供するものであった。しかし、これらグラン・アンサンブルは、大都市の中心から離れた郊外に立地しており、交通機関の整備や職住一致の点できわめて利便

性の悪い条件の下にあった。そのため、1960年代からは政府の計画は高度経済成長期の人口流入を吸収する受け皿としての「ニュータウン」建設へとシフトするようになり、グラン・アンサンブル計画は失敗であったとみなされ放棄されるようになったのである。

このような都市整備計画にもとづく「都市政策 Politique Urbaine」は、1970年代になると予想外の結果をもたらすことになった。大都市郊外のグラン・アンサンブルで、移民出身の若者たちの非行、車への放火、ときには警官隊との対決をふくむ暴動が生じるようになったのである。大都市郊外の変化によって、これまで居住環境・都市整備に限定されていた「都市政策」は、社会政策の側面をふくむ「都市社会政策」として、包括的なアプローチが必要とされるようになる。

以下では、1970年代から現在までの都市社会政策の様々な施策を時系列でたどってみよう。

まず1973年には、省庁横断のグループ「居住と社会生活（HVS）」が創設される。このグループは、建物だけではなく社会・文化的に悪化しつつあるグラン・アンサンブルにおける住宅改良や公共サービスの改善手段を研究することを目的としていた。その後1977年にはこのグループによるプログラムが実施され、「シテ」と呼ばれる低廉家賃住宅（HLM）の集合住宅群の改善事業が開始された。

1981年にリヨン市郊外のZUPマングットで、地域の若者と警官隊が衝突し、暴動に発展する。同じ年、モロワ首相が「都市社会開発全国委員会（CNDSQ）」を創設し、また同年12月には、学業上の困難を抱える若者の集中する地区にたいして優先的な措置をとることを目的とした「優先教育地区（ZEP）」が指定された。

1983年には、10月から12月にかけてマルセイユからパリまでの「平等のための行進」に多く

の人々が参加し、人種差別反対を訴える非営利団体「SOSレイシズム」が設立される。また、地区社会開発プログラムが23地区に指定され、従来のようにグラン・アンサンブルの居住環境の整備だけでなく、社会・経済環境の改善事業が始まった。

1988年には、都市省庁横断委員会（DIV）が創設され、400の「困難な地区」が精査を受けた。

1990年には新たな省庁、都市省が創設され、1991年には都市方針案が提案された。この方針案は「社会的混住」を押し進めることを目的とし、20%未満の社会住宅しかない人口20万人以上の自治体すべてに社会的混住が課せられた。

1996年には「都市振興のための協約」によって、「脆弱都市区域（ZUS）」、「都市再活性化区域（ZRU）」、「都市免税区域（ZFU）」が定められた。

1999年には、「都市グランドプロジェクト（GPV）」と「都市再生業務（OPU）」が開始。2002年には、これまでの都市社会政策の評価のため、「都市社会政策評価委員会」が創設され、2003年のボルロー法では、都市刷新全国プログラムが策定された。

以上、簡単に都市社会政策の歴史を振り返ってきた。2005年に全国規模で若者の暴動が広がったことによってフランスの「郊外問題」が世界的に知られるきっかけとなり、その後暴動が広がるきっかけをつくったニコラ・サルコジ内務大臣は翌年の大統領選挙で共和国大統領となった⁽¹⁾。サルコジが大統領に就任した後の都市社会政策の展開をふくめ、以下では都市社会政策の主要な施策の内容について検討しておく。

3 都市社会政策の展開

フランスで「都市政策 Politique urbaine」か

ら「都市社会政策 Politique de la Ville」へとより包括的なアプローチが必要とされるようになったのは、1970年代から1980年代にかけてであり、1991年には都市省が創設された。「都市社会政策」における包括的なアプローチとは、それが、各省庁固有の政策（住宅や雇用政策、地区の経済発展、非行予防、学校教育、「機会の平等」の促進など）の枠組みを超えて、省庁横断的に実施される行動計画の全体を表しているからである。

「都市社会政策」という名のもとでは、様々な省庁の部門が互いに協同することが求められる一方で、国と地方自治体とのパートナーシップも求められる。国は自治体や他の地方アクターと締結する契約の枠内で介入する。たとえば、都市契約、社会的凝集都市契約などの契約が国と自治体とのあいだで締結されている。この行動計画は、援助の対象とする地区（脆弱都市区域 ZUS）がプロットされた都市地域地図にもとづいて実施される。

都市振興のための協定の実施に関する1996年11月4日法の第一条では、都市社会政策を「都市と都市社会開発の政策は、地方分権の原則と地域整備政策の枠組みのなかで、国と地方自治体が互いの自由な行政を尊重するなかで実施される」と定義している。1991年7月13日都市方針案ではすでに住居の多様性・社会的混住を政策課題としていたが、この方針案では、都市における排除問題への対策と、グラン・アンサンブルや劣悪居住地区に住む人々の職業的・社会的・文化的参入を促進することを目的としている。

このような政策において優先地区として指定された区域としては、主に以下の三つの種類があげられる。

1 脆弱都市区域 (ZUS)

脆弱都市区域 (Zone Urbaine Sensible) は、一般に「困難な地区 (Quartier Sensible)」と呼ばれる地区を行政が介入する地区として指定したものである。この区域は、グラン・アンサンブルの存在や劣悪居住地区、そして居住と雇用とのバランスが著しくかけ離れているという特徴がある。この区域には、以下で説明する「都市再活性化区域」と「都市免税区域」も含まれている。国はZUSを指定して様々な施策を実施し、ZUSにたいする公共政策のインパクト評価を行っている。

2 都市再活性化区域 (ZRU)

都市再活性化区域は、区域が立地する都市圏の状況とくらべて、経済や商業の特徴や総合指数が顕著な脆弱都市区域にたいして指定される。区域を指定するための総合指数は、行政指令 (デクレ) によって指定された条件である地区住民の人口、失業率、25歳未満の若年比率、無資格で学校制度を終了した人の割合、対象とする自治体の財政ポテンシャルを考慮に入れて計算される。ZRUに指定されると、特別な財政措置や経営者への社会保険料負担の免除などの恩恵を受けることができる。

3 都市免税区域 (ZFU)

都市免税区域は、ZRUを確定するための基準のなかでもとくに不利にある地区のうち、8,500人以上の地区が指定される (機会均等のための2006年5月31日法)。これらの区域は、三期にわたって指定を受けた。

まず、都市振興協定法によって44区域が指定され、その後2003年8月1日ボルロー法によって新たに41区域、さらに2006年3月機会均等のための法によって15地区が追加された。これら

のZFUの指定は、もともとは5年間の期限つきであったが、2011年現在も期限が延長されている。

これらの地区は、企業の立地や経済活動の発展を促進するために必要な要因を考慮に入れて指定される。これらの地区を指定するさいに、近隣の地区も全体の開発計画に貢献するとみなされたときには、隣接区域も含めて指定される。

都市免税区域では脆弱地区の若者の雇用を促進することを目的としており、経営者にたいして税控除や、社会保険料負担の免除などの恩恵が与えられる。またこの区域では、ZUS出身の無資格の若者を雇用すると行政から事業者にたいして週単位の補助金が与えられる。面積1,500㎡以下の商業施設の立地のさいには、あらかじめ申請する必要がないなど、行政手続きが簡素化されるというメリットも事業者にも与えられている。

以上の優先地区は、国と自治体とのあいだで締結された契約にもとづいて介入が行われる。以下では主なパートナーシップ契約について解説しておく。

4 都市契約

都市契約は、国と地方自治体、関連団体などのパートナーを契約によって連携させ、都市計画を実現しようとするものである。都市契約は、1989年7月10日法によって創設され、具体的には主に「都市グランド・プロジェクト (GPV)」と「都市再生業務 (ORU)」の二つの形態をとっている。この措置は、2007年から2013年の実施期間からは、社会的凝集都市契約 (CUCS) へと移行した。

5 社会的凝集都市契約 (CUCS)

ニコラ・サルコジが大統領に就任した2007年

とほぼ同じ時期に導入された都市社会政策プログラムが社会的凝集都市契約（CUCS）である。

2001年から2006年の都市契約が2006年12月31日に終了した後、フランス政府は都市社会政策の新しい契約の枠組みを設置することを決定した。その一般的枠組みと方針は、2006年3月9日の都市と都市開発の省庁間委員会（CIV）で決定された。そして新たに3年で更新可能な社会的凝集都市契約が提案され、2007年初めから発効した。

もともと「都市社会政策」は暫定的で実験的なものと考えられており、当初は優先地区として指定した地区もしだいに他の地区と同じように一般法の枠組みで管理できるものと考えられてきた。そのため、社会的凝集都市契約においては、地区の優先順位を確定し、その順位によって予算を配分することを決めている。

社会的凝集都市契約の詳しい内容については次節に譲り、ここでは先に、同じく近年設置された「都市刷新全国プログラム（PNRU）」を紹介しておく。

6 都市刷新全国プログラム（PNRU）

2003年8月1日都市と都市刷新のための振興・プログラム方針案（ボルロー法）第6条（2005年1月18日改訂）は、都市再生の全国プログラムが、社会的混住と持続的開発の目標のなかで、脆弱都市区域に分類された地区を再編成しようとすることを規定している。例外的に、自治体の首長もしくは所管の自治体間共同公共機関の代表の意見の一致と都市担当相と住宅担当相の合意のをへたのちに、経済的・社会的特徴をもつ区域対象とすることもできる。

対象地区では、以下の都市整備事業が実施される。

1 住宅の改修と取り壊し、建設

- 2 公共・集合施設の建設、改修、取り壊し
- 3 経済・商業活動空間の再編
- 4 都市再生に貢献する他のすべての投資

このように、2004年から2011年の期間中に、このプログラムは、25万件の賃貸社会住宅を新たに供給することが予測されている。これは、空室のある住宅をふたたび市場に出すことによって、もしくは脆弱都市区域やそれが属する都市圏に新たな社会住宅を建設することによって供給される。またこのプログラムには、賃貸社会住宅の改修や、老朽化もしくは需要の少ない社会住宅の改善が含まれている。

都市刷新全国プログラムは、都市契約を名称変更したものであるが、その特徴は、第一に、ZUSとそれに類似した地区にしか適用されないこと、第二に、これまでの省庁横断的な介入は非効率であるという理由で取りやめになり、手続きを簡素化するために全国都市再生局（ANRU）だけが代表窓口となった点が挙げられる。

4 社会的凝集都市契約の特徴

都市社会政策は、将来的にはすべての優先地区の状況を一般地区と同様の水準に改善し、共通法の枠組みに収めることを目的としたものである。2007年に5年間の契約として始まった社会的凝集都市契約（CUCS）では、とくにこうした特徴が目立ち、優先地区同士の階層化と優先化を行っている。つまり、優先地区を階層化し、予算配分と介入の程度に差をつけることである。

省庁横断委員会（DIV）は、地域の予算総額のうち優先地区に割り当てる予算の積算根拠として、INSEE（国立経済統計研究所）の協力をえて、地区を一から三のカテゴリーに分け、予算配分の優先化を行っている。

DIVは、社会的な不利にあると考えられる地区の現状診断を行い、県が割り当てる予算枠を調整できるように、第一レベルから第三レベルまでの優先化を提案する。その後、自治体は、優先地区で実施された計画、計画に関わったアクターやその貢献の度合いを調査・分析する。こうした階層化の目的は、共通法の枠内で行うことのできる計画と、「都市社会政策」の枠組みで実験・助成することのできる計画を確定することである。

DIVは、2006年12月の通達で、日本の町丁目に相当するIRISの単位で、第一優先地区の網羅的なリストを確定するよう指示した。そのさい、第一優先地区の指標と基準として世帯所得中央値が採用され、比較対象とする都市と比べて、値がきわめて低い地区が選定される。第二に、地区の選定は、政策がどれだけ継続可能なのかによって判断される。

第二、第三のレベルの地区のリストは、参照する都市とくらべて、世帯収入の中央値の30%から50%以下、つまり貧困線以下の地区と、それに近いZUSのリストから作成されている。

表1 社会的凝集契約（CUCS）対象地区評価指標

2006	失業指標
2006	就業指標
2006	主要な住居の数
2006	世帯人口
2006	主要な住居のうちHLM（社会住宅）の割合
2006	世帯員6名以上の世帯の割合
2006	給与所得者のうち工具・雇用者の割合
2005	社会的給付受給以外の低所得世帯の人口割合
2005	貧困率
2007	CMUC（補完的ユニバーサル医療制度）加入者割合
2007	18-24歳CMUC加入者割合
2005	医師密度
2007	18歳未満の人口割合

以上の方法で優先地区が三種類に階層化されることによって、地区によって予算の配分が異なっている。

第一レベルの優先地区は、地域の子算枠のうちの多くを都市社会政策費として分配されるが、第二レベルの優先地区は、都市社会政策費と共通法の枠内での費用を混合したかたちで分配される。一方、第三レベルの優先地区になると、県が独自に判断する共通法の枠組みのなかでしか分配を受けることができず、さらに地域の子算枠の10%までしか優先的な分配を受けることができない。

5 都市社会政策の評価

CUCSをふくむ多くの都市社会政策関連法案は、時限立法であり、プロジェクトによって地区の状況を改善し、しだいに共通法にもとづく地区に近づけることを目的としている。そのため、各地区の現状調査とプロジェクト評価が行われる。

2003年の都市再生プログラム方針案では、地区の現状を把握するための資源を地域のアクターに提供することが定められ、脆弱都市地区全国観察室年報の発行と、地域委員会によるデータ公開、省庁間委員会の地理情報システム（GIS）によるデータの公開などが行われている。

地理情報システムによるデータの公開は、インターネット上で行われており、優先地区を直接地図上にマッピングし、人口、失業、住宅など主要なデータを一瞥することができる⁽²⁾。図1は、DIVのサイトで優先地区を表したものの、図2は若年層（15歳から24歳まで）の失業率の分布をマッピングしたものである。

以上みてきたように、1980年代から本格的に始まり、現在まで様々な施策を導入してきた都市社会政策は、様々なツールや評価方法をもちいて合理化、現代化を進めてきた。近年では従来のZUS、ZRU、ZFUなどの地区指定だけでは



図1 GISによる優先地区マップ

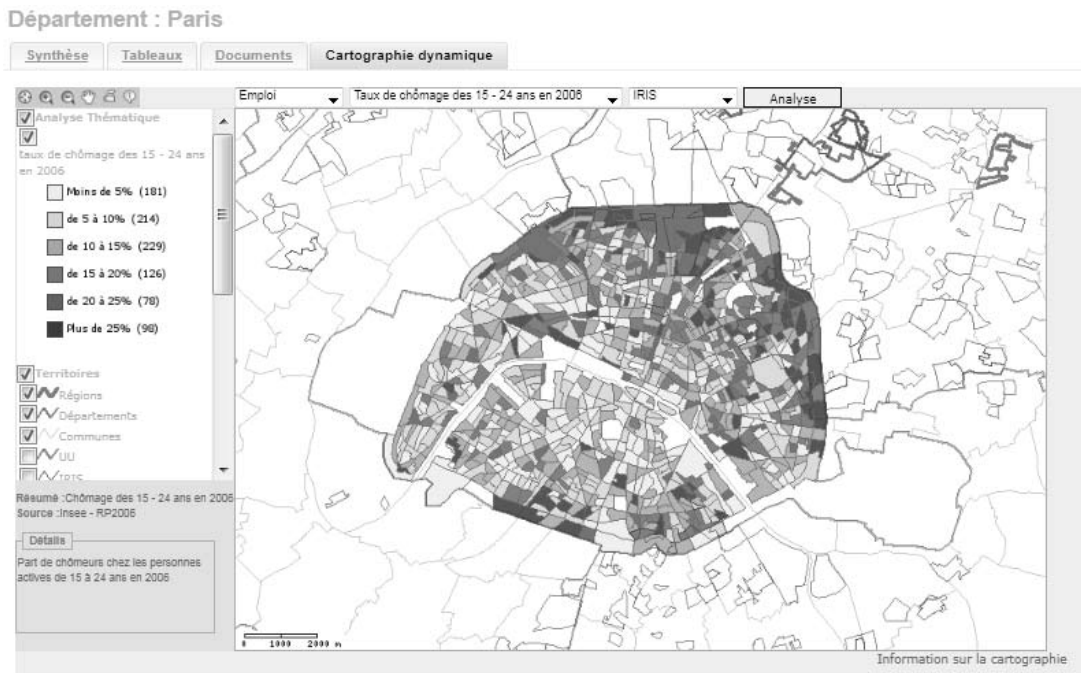


図2 GISによる失業率マップ

なく、社会的凝集契約地区（CUCS）などの階層化した地区分類によって予算配分のウェイトづけが行われるなど、さらに優先地区の多様化が進んでいる。

もっとも、優先地区は様々な指標をもちいて選定されているものの、それだけではこれらの地区がそれぞれどのような特徴をもっているのかを把握することは非常に困難である。

そこで以下では、とくにパリ市の優先地区に対象を限定し、INSEEおよびパリ市が公開している地域データを再分析することによって各地区がどのような特徴をもち、どのような住民が住んでいるのか、各地区の特性を明らかにしてみたい。

6 パリ市優先地区の分析

パリ大都市圏の居住分布は、一般に、パリ市の西側から郊外にかけては、相対的に所得の高い層が集まり、パリ市北東部から北の郊外にか

けての地帯にはブルーカラーや失業者、移民が集住する地区が広がっている。パリ市内においても、先の図2にみられるように主に市内北東部、とりわけ周辺道路付近に失業者やHLM（低廉家賃住宅）が集まる傾向がある。

パリ市には、IRIS単位でZUSが9地区、CUCSは13地区、合計22地区が指定されている⁽³⁾。地区全体の人口は約33万人で、パリ市全体の約14%を占めているが、ZUSやCUCSとして指定されている地区も、主に市内北部や周辺道路付近に位置している。

主要な指標をパリ市平均と比較すると、低所得世帯はパリ市平均で11%だが、優先地区では平均22%（2008年）、資格をもたない住民はパリ市平均で25.2%、優先地区で40.5%である（2006）。また移民はパリ市平均で20%にたいし、優先地区では29%にのぼる（2006）。参入最低所得（RMI）受給者⁽⁴⁾の割合はパリ市平均で4.5%にたいして、優先地区では8.4%（2008）、一年もしくはそれ以上の落第率はパリ市平均が

表2 パリ市優先地区

政策	区	地区名	世帯人口（2006）人
ZUS	18	HBM オベルヴィイエ	2,589
	20	HBM メニモンタン	2,778
	18	ラ・ゴット・ドール	23,180
	10	ポルト・サンドニ、ポルト・サンマルタン	30,248
	11	フォンテーヌ・オ・ロワ	26,484
	17	ポルト・ド・サンウアン、ポルト・ド・クリシイ	8,968
	18	ポルト・ド・モンマルトル	6,808
	19	キュリアル、キャンブレ、アルフォンス・カール	11,488
	20	ベルヴィル	11,589
CUCS	10	ビュソン・サンルイ／サント・マルト	18,746
	13	13区南	29,286
	14	ポルト・ド・ヴァンヴ	11,174
	18	ラ・シャベル（ZUS以外）	28,488
	18	アミロ・サンプロン	10,878
	19	ダヌブ／ソリダリテ	8,499
	19	キュリアル・タンジェ（ZUS以外）	33,219
	20	ポルト・ド・モントルイユ／ピトン・デウヴェルモワ／フジェー	13,954
	20	アマンディエ（ZUS以外）	27,338
	20	サン・ブレーズ	11,753
	10	ポルト・サンドニ	17,793
18	ポルト・ド・モンマルトル（含ZUS）	13,719	
17	ポルト・ド・サンウアン、ポルト・ド・クリシイ	9,822	



図 3

16.3%、優先地区で26.2%である。

パリ市内の優先地区は、一般によく知られる大都市郊外のグラン・アンサンブルとは異なった特徴がみられる。HLMなどの社会住宅は、郊外の広大な敷地に広がる巨大なグラン・アンサンブルとは光景が異なり、一般のアパートマンと隣接しており、一見すると区別がつかない場合もある。また移民・外国人の集住する地区においても、主に公共施設しかみられない郊外とは異なり、国際色豊かな移民向けの商店が立

ち並んでいる。たとえば、アフリカ系移民が多く住むChateau Rougeでは民族衣装を着たアフリカ系の住民が露店で買い物をする光景がみられ、中国系移民が多く住むBellevilleでは、大きな中国語の看板をかけた百貨店や小売店などが並んでいる。2005年に大都市郊外の若者たちが連夜暴動を続けていたさいにも、パリ市内の地区にはほとんど飛び火することはなかった。

大都市郊外の優先地区では、夕方になると高いタワー型・ビル型集合住宅の入り口周辺に移民出身の若者たちがたむろし、バギーや新しい車でロデオと呼ばれる路上レースが繰り広げられる風景が日常である。しかし、パリ市の優先地区は、都市郊外の地区とは異なっている。多様性という点では、都市郊外の優先地区以上であろう。

以下の図4と表3、表4は、パリ市内の優先地区22地区を対象に、都市社会政策の指標データをもとに主成分分析を行った結果である。



パリ市北部周辺道路付近 社会住宅と露店

軸 F1 及び F2: 80.10%

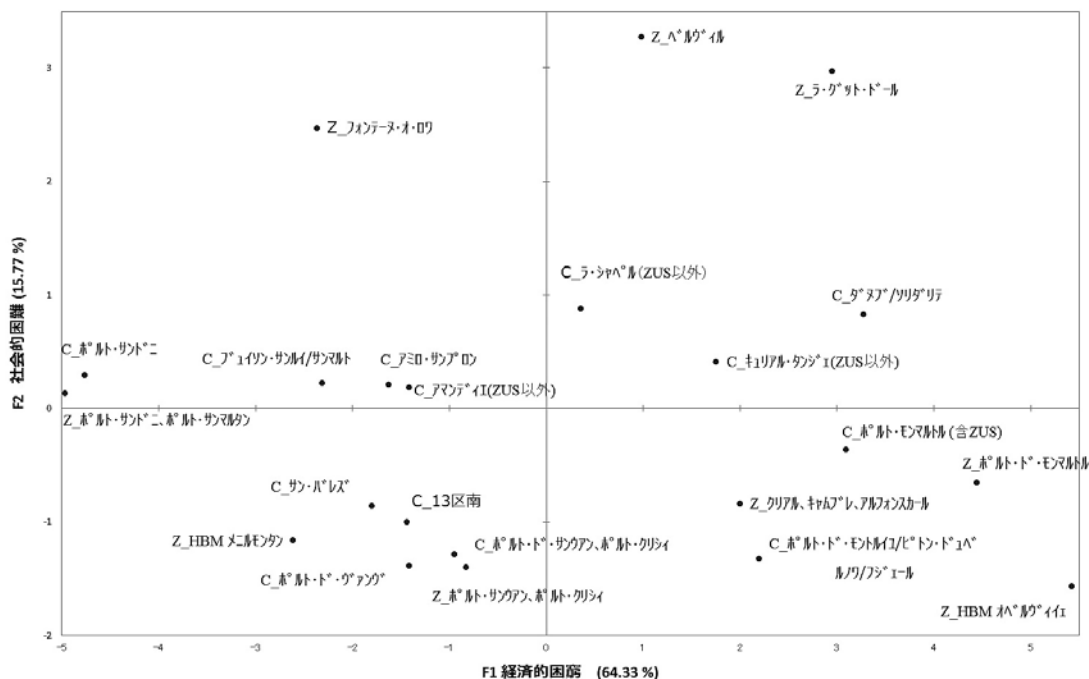


図 4 主成分分析結果

表 3 主成分分析結果

主成分	第1主成分	第2主成分		
固有値	7.720	1.892		
累積寄与率	64.3 (%)	80.0 (%)		
変量	固有ベクトル	因子負荷量	固有ベクトル	因子負荷量
HLM	0.240	0.668	-0.444	-0.611
6人以上世帯	0.272	0.756	0.206	0.284
25-65 就業者	-0.340	-0.945	0.073	0.101
失業	0.311	0.865	0.124	0.170
工具・雇用者	0.333	0.926	-0.197	-0.270
18-24 CMUC	0.332	0.922	0.039	0.054
貧困率	-0.336	-0.932	-0.131	-0.180
低所得	0.317	0.881	0.300	0.412
CMUC	0.346	0.962	-0.018	-0.024
落第	0.085	0.236	0.553	0.761
医師密度	-0.122	-0.340	0.527	0.724
18歳未満	0.282	0.783	-0.091	-0.125

表 3 で示しているように、第一主成分の寄与率が63.4%、第二主成分までで全体の80%を説明しており、この二成分でほとんどの情報を占めている。因子負荷量を見ると、第一主成分については、貧困の程度を示す指標であるCMUC（補完的ユニバーサル医療制度⁽⁵⁾）加入率が0.962、ブルーカラーを示す工具・雇用者率

0.926、若者の困難の程度を示す指標である18歳から24歳までのCMUC加入率が0.922の順に高くなっており、「経済的困窮」を表している」と解釈することができる。また、第二主成分の因子負荷量は、学校での落第率が0.553、医師密度が0.527であり、「社会的困難」を表していると解釈できる。

さらに、主成分分析の結果から各地区の類型を作成したものが下の表5である。

Type 1 は、経済的困窮も社会的困難の度合いも高いタイプで、ZUS 2 地区、CUCS 3 地区がこのタイプに属している。Type 2 は、経済的困窮の度合いは相対的に低いが、社会的困難の度合いが高いタイプで、ZUS が 2 地区、CUCS が 4 地区このタイプに属している。Type 3 は、経済的困窮も社会的困難も相対的に低いタイプで、ZUS が 2 地区、CUCS が 4 地区このタイプに属している。Type 4 は、経済的困窮の度合いは高いものの、社会的困難は相対的に低く、ZUS が 3 地区、CUCS は 2 地区がこのタイプに

表4 各地区の主成分得点

政策	区	地区名	第1主成分	第2主成分
ZUS	18	HBM オベルヴィイエ	5.427	-1.568
	20	HBM メニモンタン	-2.611	-1.167
	18	ラ・ゴット・ドール	2.954	2.973
	10	ポルト・サンドニ、ポルト・サンマルタン	-4.969	0.130
	11	フォンテーヌ・オ・ロワ	-2.368	2.470
	17	ポルト・ド・サンウアン、ポルト・ド・クリシイ	-0.827	-1.404
	18	ポルト・ド・モンマルトル	4.444	-0.655
	19	キュリアル、キャンブレ、アルフォンス・カール	1.998	-0.841
	20	ベルヴィル	0.983	3.271
	CUCS	10	ビュソン・サンルイ/サント・マルト	-1.416
13		13区南	-1.437	-1.001
14		ポルト・ド・ヴァンヴ	-1.411	-1.389
18		ラ・シャベル (ZUS以外)	0.357	0.875
18		アミロ・サンブロン	-2.311	0.219
19		ダヌブ/ソリダリテ	3.273	0.828
19		キュリアル・タンジェ (ZUS以外)	1.753	0.410
20		ポルト・ド・モントルイユ/ピトン・デウヴェルモワ/フジェー	2.198	-1.322
20		アマンディエ (ZUS以外)	-1.623	0.211
20		サン・ブレーズ	-1.801	-0.863
10		ポルト・サンドニ	-4.761	0.291
18		ポルト・ド・モンマルトル (含ZUS)	3.093	-0.363
17		ポルト・ド・サンウアン、ポルト・ド・クリシイ	-0.947	-1.286

表5 優先地区の類型

	経済的困窮	社会的困難	ZUS	CUCS
Type 1	+	+	2	3
Type 2	-	+	2	4
Type 3	-	-	2	4
Type 4	+	-	3	2

含まれている。

以上の類型化を行うと、たしかに図4にみられるように、Type 1の困難度の高いタイプに属する2地区のZUSは困難度が他よりも際立って高くなっている点、またType 3の困難度の低いタイプにCUCSが4地区属しており、やや困難度が低いことがうかがわれるが、ZUSと大きな違いはさほどみられないことがわかる。

7 パリ市優先地区の住民意識

それでは、優先地区の住民は地区についてどのような意識をもっているのだろうか。以下ではパリ市の優先地区のうちCUCSの事業評価の

ために、2009年に優先地区住民1,000人と比較対象として抽出された一般地区住民200人を対象に行われた電話調査の結果の分析を行う(Cousin et al., 2010)。

分析するデータは、パリ市優先地区14地区である⁶⁾。まず地区の満足度をみると、一般地区では52%が「とても満足」、41%が「満足」と答えているのに比べ、CUCS地区では「とても満足」が28%、63%が「満足」である。また住宅についての満足度は、一般地区で「とても満足」が40%、「満足」が37%にたいし、CUCS地区では「とても満足」が28%、「満足」が33%となっており、地区や住宅についてCUCS地区の満足度が低い結果になっている。

一方、地域帰属意識については、一般地区では「居住する地区」が35%、「居住する区」が15%、「パリ市」が46%であるのにたいし、CUCS地区では「居住する地区」が37%、「居住する区」が15%、「パリ市」が43%で、顕著な違いはみられない。隣人との関係についても、

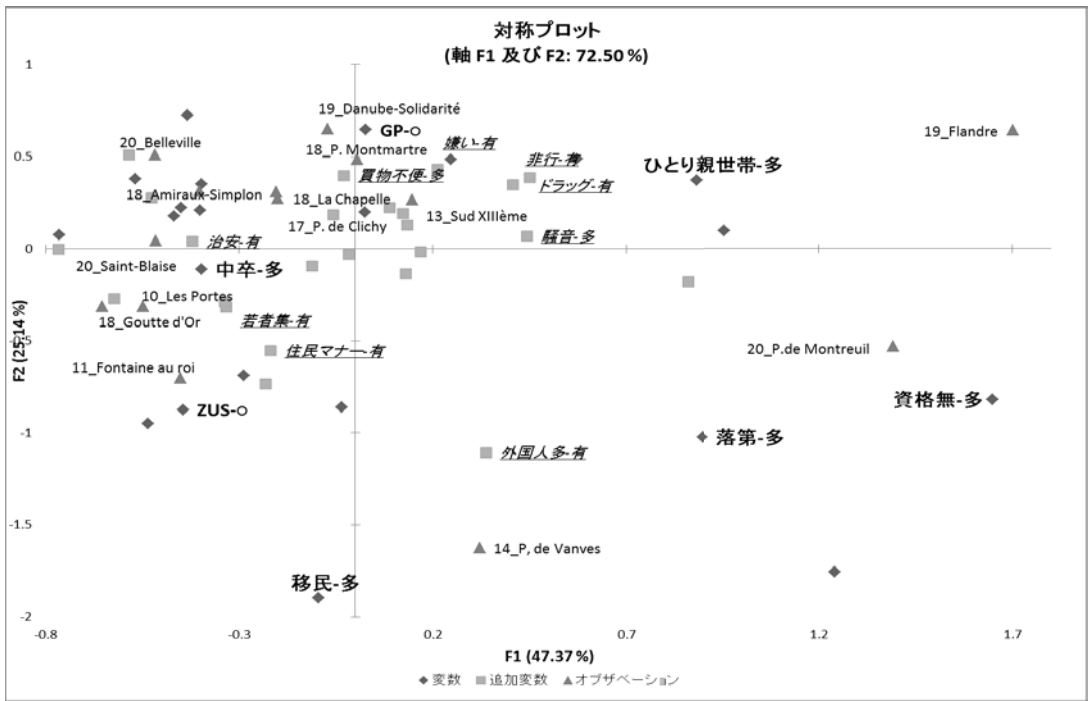


図5 多重対応分析結果

一般地区では「非常に強い」が15%、「かなり強い」が43%にたいして、CUCS地区では「非常に強い」が17%、「かなり強い」が39%で、隣人関係においても大きな差はみられない。

地域の団体や文化・スポーツ団体への参加は、一般地区が20%、CUCS地区が15%でややCUCS地区が低い、それほど大きな差はみられない。活動内容をみると、文化活動が一般地区で62%、CUCS地区で68%、ボランティアが一般地区で40%、CUCS地区で41%、スポーツは一般地区で38%、CUCS地区が35%で、CUCS地区では文化活動への参加が多く、一般地区ではスポーツへの参加がやや多い傾向がみられる。

以上のように、地区や住宅の満足度では一般地区とCUCS地区との違いはみられるが、地域帰属意識や社会参加には大きな違いはみられない。以上の結果から、CUCS地区では居住環境にたいする満足度が低いことがわかるが、CUCS地区のなかでもその内容には大きな違い

がみられる。

図5は、地区の特徴と地区への不満の内容を、多重対応分析をもちいて分析した結果である。分析に投入した変数は、主変数としてZUSの有無、GP（グランド・プロジェクト）の有無、RMI、ひとり親世帯、落第、中卒、低所得、資格の8変数を投入して軸を構成し、補助変数として騒音、不潔、買物不便、地区への嫌悪感、外国人が多いと感じるか、若者が集まっている、非行が多い、住民のマナーが悪い、治安が悪い、ドラッグの取引が行われている、以上の地区についての意識に関する10変数を投入して、因子空間に投影した。

多重対応分析の結果、第一軸と第二軸合計で72%の分散を説明している。第一軸にたいする変数の寄与率は、低所得一多が16.7%、資格無一多が13.6%、RMI一多が10.1%で、「社会・経済的困難」を表していると解釈できる。他方、第二軸にたいする変数の寄与率は、移民世帯一多が15.1%、ひとり親世帯一少が9.5%、非GP

地区が9.4%であり、「家族状況」を表している
と解釈することができる。

図5をみてもわかるように、中卒者の多い地区
では、治安が悪い、若者が集まっている、住
民マナーが悪いと感じているが近くにプロット
されている。他方、ひとり親世帯の多い地区で
は、非行やドラッグが近くに位置しており、ま
た騒音に悩まされている様子が見える。

以上のように、パリ市のCUCS地区には大き
な多様性があり、とりわけ学歴の低い地区での
住民マナーの悪さや若者がたむろする傾向、ひ
とり親世帯の多い地区での非行やドラッグの売
買、騒音といった問題が認知されているが、ひ
とり親世帯とは第二軸の逆に位置する移民集住
地区では、外国人が多いと意識されているもの
の、非行やマナーの悪さなどは必ずしも関係が
あるわけではないことがわかる。

8 おわりに

以上、フランスの都市社会政策の歴史的背景
と仕組みに加えて、パリ市の優先地区のデータ
を分析し、紹介してきた。一般に、都市社会政
策は、移民もしくは移民出身の住民が多く居住
し、暴動などの社会問題の頻発する「郊外」を
対象としているが、首都パリ市にもZUSや最近

指定されたCUCSなどの地区が存在し、政策的
介入の対象となっている。

パリ市の優先地区では、2005年に全国規模で
発生した暴動がそれほど飛び火することはな
かった。今回、優先地区のデータを分析すると、
パリ市の優先地区では地区や居住環境について
は一般地区にくらべて満足度が低いものの、地
域帰属意識や社会参加については一般地区と大
きな差があるとは考えられない。その一方で、
優先地区内部の状況はかなりの多様性があり、
「社会的・経済的困窮」と「家族状況」を軸に
して地区の特性が異なっていることがわかつた。
また、治安や非行など地区の社会問題は、
必ずしも移民が集住する地区と関係があるわけ
ではなく、社会・経済的困窮の度合が高く、ま
たひとり親世帯の多い地区で生じていると考
えることができる。

こうした結果は、とくに優先地区における都
市社会問題がしばしば移民と結びつけられて
いるように、メディアをつうじて普及しているイ
メージとは異なっている。本稿で行った分析の
結果をみると、2005年に広がった大規模な暴動
がパリ市内の優先地区では起こらなかったこと
を考えると、興味深い知見を提供しているもの
と考えられる。

注

- (1)2005年の暴動の経緯については(川野,2006)参照。
- (2)<http://sig.ville.gouv.fr/>
- (3)IRIS(統計情報集計区域)は国勢調査の単位地区で日本の町丁目に相当する。パリ市の優先地区は14地区と指定されており、この範囲は複数のIRISをまとめて指定している。
- (4)参入最低所得(RMI)は日本の生活保護に相当する制度であり、25歳以上のすべての人に保障される最低所得である。

- (5)補完的ユニバーサル医療制度(CMUC)は、無職もしくは失業者を対象にした健康保険で、保険料が免除されている。
- (6)先のデータと地区数が異なるのは、優先地区の範囲が国勢調査のIRIS単位よりも広く設定されているからである。

文献

- Cousin, A. et al. (2010) Enquête téléphonique auprès des habitants des quartiers prioritaires parisiens :

rapport.

- Délégation Interministérielle à la Ville (2006) Les contrats urbains de cohésion sociale: Guide méthodologique. http://www.coupdepoucele.fr/files/Paragraphe/Paragraphe_ImageOuDocument_75.pdf
- Délégation Interministérielle à la Ville (2007) Guide de l'évaluation des CUCS.ver.2. http://www.ville.gouv.fr/IMG/pdf/guideDIVCUCSversion2_cle742661.pdf
- Note "CUCS" -PYM/BV-GIP Ressources & Territoires-juillet 2007. <http://www.ressources-territoires.com/politique-de-la-ville/le-champ/documents/Fiche-cucs.pdf>
- 川野英二 (2006) 「フランス郊外暴動と「若者」の叛乱」『部落解放研究』171号：63-71